

令和6年度

狂犬病予防 集合注射を実施

～狂犬病予防注射は飼い主の義務です～



▲集合注射日程・場所

令和6年度狂犬病予防の集合注射を実施します。市に登録されている犬の飼い主には、日程等の案内を送付しますので、裏面に記載されている問診欄を記入のうえ、当日持参ください。料金は、お釣りがいらぬよう協力をお願いします。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

《日程》

地域名	実施日
八幡	4月9日(火)
	11日(木)
	16日(火)
	18日(木)
大和	5月9日(木)
明宝	5月14日(火)
和良	5月16日(木)
美並	5月21日(火)
白鳥	5月23日(木)
	28日(火)
高鷲	5月30日(木)

《料金》 3,200円

「狂犬病」の蔓延を防ぐために

狂犬病は、発症するとほぼ100%死亡する人獣共通感染症です。世界では毎年約5万人が亡くなっており、狂犬病ウイルスに感染した動物に咬まれたり爪で引っ掻かれたりすることで感染します。

日本では狂犬病のまん延を防ぐため、飼い犬に対して、年に1回の予防注射と、注射後に配布される注射済票をつけておくことが義務付けられています(狂犬病予防法第5条)。飼い犬にしっかりと予防注射を受けさせることで犬を狂犬病から守ることはもちろん、飼い主自身や家族、近所の住人やほかの動物への感染を防止できます。

※登録や予防注射の手続きをしていないと、20万円以下の罰金が科せられる場合があります。

※犬が病気療養中等の理由で予防注射を受けられない場合は、動物病院で「注射実施猶予証明書」の交付を受け、環境課または振興事務所へ届け出てください。

犬の飼い主のみなさんへ

犬を飼う場合は、「お住まいの自治体への飼い犬の登録」、「狂犬病予防注射」、「鑑札と注射済票の装着」が法律で義務付けられています。放し飼いにしない、ふんなどは適正に処理するなど、ルールとマナーを守り、最後まで責任をもって飼いましょう。



▲ルールやマナーなど

問 環境水道部環境課 67-1833